

○国土交通省令第九十七号

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）を実施するため、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条 都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(機能維持増進事業) 第一条 都市緑地法（以下「法」という。）第四条第二項第六号ロの国土交通省令で定める事業は、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置とする。 (機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する協議) 第一条の二 法第四条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めようとする場合においては、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事に提出してするものとする。ただし、同項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がある場合には、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。 一 基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び第五条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類 二 都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類 三 都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類 第一条の三 (略) (緑地保全地域における行為の届出等の手続) 第二条 法第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。	(新設) (新設) 第一条 (略) (緑地保全地域における行為の届出等の手続) 第二条 都市緑地法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

(特定緑地保全業務の実施の要請)

第五条の二 法第十七条の二第一項の規定により要請をしようとする都道府県等は、次に掲げる事項を記載した要請書を都市緑化支援機構(以下「支援機構」という。)に提出しなければならない。

- 一 対象土地の区域及び面積
- 二 対象土地の状況
- 三 当該要請に係る特定緑地保全業務の具体的内容
- 四 特定緑地保全業務の実施の要請をする理由

(業務実施協定の記載事項)

第五条の三 法第十七条の二第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 支援機構が法第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの方法
- 二 法第十七条の二第四項の規定による買入れに要した費用の額を超えない範囲内において定める同条第五項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法
- 三 法第十七条の二第七項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法及び算定根拠の明示の方法
- 四 その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項

(機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する事項)

第五条の四 市町村は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めるときは、当該事項に、同項に規定する事業に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業地の所在
- 二 事業の概要
- 三 事業施行期間

2 法第十九条の三第二項の規定による協議は、協議書に次に掲げる書

(新設)

(新設)

(新設)

類を添えて、これらを同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（市にあつては、当該各号に定める者及び都道府県知事）に提出してするものとする。ただし、同条第一項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がある場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一 基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項を記載した書類

二 都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類

三 都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類

（公共の用に供する施設）

第十一条 令第十三条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

（支援機構の指定の基準）

第二十九条 法第六十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。

二 支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。

（業務規程の認可の申請）

第三十条 支援機構は、法第七十一条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 支援機構は、法第七十一条第三項の規定により認可を受けようとする

（公共の用に供する施設）

第十一条 令第十四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

（新設）

（新設）

るときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程の記載事項)

第三十一条 法第七十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定緑地保全業務を行う事務所に関する事項
- 二 区分経理の方法その他の経理に関する事項
- 三 法第七十五条の帳簿その他の特定緑地保全業務に関する書類の管理に関する事項
- 四 特定緑地保全業務に関する秘密の保持に関する事項
- 五 その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第三十二条 支援機構は、法第七十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 支援機構は、法第七十二条第二項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(新設)

(新設)

(事業報告書等の提出)

第三十三条 支援機構は、法第七十二条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

(新設)

(区分経理の方法)

第三十四条 支援機構は、法第七十四条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(新設)

(帳簿の記載等)

第三十五条 法第七十五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 法第十七条の二第一項の規定による要請を受けた年月日及び当該要請に係る第五条の二各号に掲げる事項

二 法第十七条の二第二項の規定による通知をした年月日

三 法第十七条の二第七項の規定に基づき都道府県等が負担した費用の額

四 法第七十条第一号の規定による買入れをした年月日及びその区域並びに当該買入れに要した費用の額

五 法第七十条第二号の機能維持増進事業を行つた年月日及びその内容並びに当該事業に要した費用の額

六 法第七十条第三号の管理を行つた期間及びその内容並びに当該管理に要した費用の額

七 法第七十条第四号の譲渡を行つた年月日及び当該譲渡に要した費用の額

八 法第七十条第五号の貸付けを行つた年月日及びその内容(貸付金の額を含む。)並びに当該貸付けを受けた認定事業者の氏名又は名称及び住所

九 その他支援業務に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電

磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録され、必要に応じ支援機構において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十五条の帳簿への記載に代えることができる。

3 支援機構は、法第七十五条の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、最終の記載又は記録の日から起算して十年間保存しなければならない。

（優良緑地確保計画の認定の申請）

第三十六条 法第八十八条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書に、緑地確保事業を実施する区域の土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものであることを明らかにすることができ書類及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑地等（緑地及び緑化施設、園路、広場その他の緑地の利用者の利便のため必要な施設並びに緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置並びに整備する緑地等の配置

2 前項の場合において、同項の申請書に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

（新設）

一 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの 首都圏近郊緑地保全法施行規則第二条の書面

二 近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則第三条の書面

三 緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 第二条の書面

四 特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第一項の許可を受けなければならないもの 第四条において準用する第二条の書面

(優良緑地確保計画の記載事項)

第三十七条 法第八十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号の区域内の緑地等の位置及び緑地の面積とする。

(新設)

(調査の方法)

第三十八条 法第八十八条第五項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が行う技術的な調査は、職員二人以上によつて行うものとする。

(新設)

(優良緑地確保計画の軽微な変更)

第三十九条 法第八十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、変更後の優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものであることが明らかであり、緑地確保事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(優良緑地確保計画の変更の認定の申請)

第四十条 法第八十九条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第六による申請書に、第三十六条に規定する書面、書類又は図書のうち変更に係るものを添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第四十一条 法第九十二条の規定による報告は、認定優良緑地確保計画の計画期間の各事業年度における緑地確保事業の実施状況について、当該事業年度の終了後三月以内に、当該状況を記載した報告書を提出して行うものとする。

(新設)

第四十二条 (略)

第二十九条 (略)

別記様式第一 (第一条の三関係)

別記様式第一 (第一条の三関係)

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名

相 手 方 住所
氏名

都市緑地法第 条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1 損失の事実

2 損失の補償の見積り及びその内訳

3 協議の経過
年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備 考

1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のおつた日をあわせて記載すること。

2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

3 「協議の経過」については、経過の概明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第一 (第一条関係)

別記様式第一 (第一条関係)

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名

相 手 方 住所
氏名

都市緑地法第 条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1 損失の事実

2 損失の補償の見積り及びその内訳

3 協議の経過
年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備 考

1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のおつた日をあわせて記載すること。

2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

3 「協議の経過」については、経過の概明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 10 -

別記様式第五 (第三十六条関係)

(新設)

別記様式第五 (第三十六条関係)

優良緑地確保計画認定申請書

国土交通大臣 殿
年 月 日

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市緑地法第88条第1項の規定に基づき、優良緑地確保計画について認定を申請します。
この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実と相違ありません。
注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

優良緑地確保計画

1 緑地確保事業を実施する区域の位置及び面積

緑地確保事業の名称
区域の地名地番
区域の位置 付近見取図のとおり
区域の面積

2 緑地確保事業の内容

概要

(注) 概要の欄には、事業の目的や具体的な内容について記載すること。

3 区域内の緑地等の位置及び緑地の面積

位置 配置図のとおり
面積

4 計画期間

計画期間
計画期間 年 月 日から 年 月 日

5 緑地確保事業の実施体制

実施体制図

6 資金計画

区分	内 訳	金額 (百万円)
支出	整備費	

收 入	管 理 費	計	
	事 務 費		
	借入金利息 〇 〇 〇		
	自己資金	計	
	借 入 金		
	(借入先 〇 〇 〇)		
	計		

別記様式第六 (第四十条関係)

(新設)

別記様式第六 (第四十条関係)

優良緑地確保計画の変更の認定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付で認定を受けた優良緑地確保計画について、下記のとおり変更したいので、都市緑地法第 89 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更の内容

- 注 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(機能維持増進事業) 第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「法」という。）第五条第二項第四号イの国土交通省令で定める事業は、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置とする。 第二条・第三条 (略) 第四条 令第五条第九号へ(4)の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。 第五条・第六条 (略) 第七条 (略) 第八条・第九条 (略) 第十条 (略) 第十一条・第十二条 (略) (特定土地保全業務の実施の要請) 第十三条 法第十三条第一項の規定により要請をしようとする府県は、次に掲げる事項を記載した要請書を都市緑化支援機構に提出しなければならない。 一 対象土地の区域及び面積 二 対象土地の状況	(新設) 第一条・第二条 (略) 第二条の二 令第五条第九号ホ(4)の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。 第三条・第四条 (略) 第四条の二 (略) 第五条・第六条 (略) 第六条の二 (略) 第七条・第八条 (略) (新設)

- 三 当該要請に係る特定土地保全業務の具体的内容
- 四 特定土地保全業務の実施の要請をする理由

（土地保全業務実施協定の記載事項）

第十四条 法第十三条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 都市緑化支援機構が法第十四条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの方法
- 二 法第十三条第四項の規定による買入れに要した費用の額を超えない範囲内で定める同条第五項の規定により府県が負担する費用の額の算定方法
- 三 法第十三条第七項の規定により府県が負担する費用の額の算定方法及び算定根拠の明示の方法
- 四 その他特定土地保全業務の実施に関し必要な事項

（都市緑化支援機構の業務の特例に係る都市緑地法施行規則の規定の適用）

第十五条 法第十四条第一項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条第一号	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「古都保存法」という。）第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特定緑地保全業務等

（新設）

（新設）

別記様式

別記様式

裁 決 申 請 書
裁決申請者 住所
氏名
相 手 方 住所
氏名

京都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第10条第2項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式

別記様式

裁 決 申 請 書
裁決申請者 住所
氏名
相 手 方 住所
氏名

京都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第9条第2項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第三条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(都市計画の決定等の提案) 第十三条の四 法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類 三 (略) 2・3 (略) (都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案) 第五十七条の七 法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類 2 (略)
改正前	(都市計画の決定等の提案) 第十三条の四 法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類 三 (略) 2・3 (略) (都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案) 第五十七条の七 法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一 (略) 二 法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類 2 (略)

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請) 第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一 十一 (略) 十二 令第二十七号第二号又は第五号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書 十三 脱炭素都市再生整備事業にあつては、次に掲げる図書 イ 当該脱炭素都市再生整備事業の施行前及び施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類 ロ 再生可能エネルギー発電設備等の性能及び整備の状況を明らかにすることができる書類 ハ 再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあつては、当該整備の実施前及び実施後における当該整備に係る区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類 ニ 当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物に對して供給されるエネルギーであつて、再生可能エネルギー発電設備等によって供給されるエネルギーの供給の状況その他の化石燃料以外のエネルギーの利用の状況を明らかにすることができる書類 ホ 当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物のエネルギーの利用の効率性その他の性能に関する評価又はその見
改正前	(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請) 第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一 十一 (略) 十二 令第二十三号第二号又は第五号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書 (新設)

込みを記載した書類

へ 当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する建設資材の利用、工法その他の措置を記載した書類

十四 (略)

2 (略)

(脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画に記載する再生可能エネルギー発電設備等)

第二十三条の二 法第六十三条第三項第三号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一 再生可能エネルギー発電設備その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が認める設備(整備事業区域外において整備されるものであって、当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものを含む。)

二 エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が認める設備

三 発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が認める設備

(脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画の認定基準)

第二十三条の三 法第六十四条第一項第五号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計の整備事業区域の面積に対する割合が十分の一以上であること。

二 当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計が、同事業の施行

十三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

前における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を下回らないこと。

三 緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備の状況及び管理の方法が適切であること。

四 再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要が、当該事業によるエネルギーの効率的利用その他の都市の脱炭素化に資する措置の内容を勘案して国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

五 再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあっては、当該整備により既存の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積を減ずることとならないものであること。

六 再生可能エネルギー発電設備等が主として当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものであって、当該再生可能エネルギー発電設備等のエネルギーの供給の状況が国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

七 当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために必要なものとして国土交通大臣が認める措置が講じられているものであること。

(民間都市再生整備事業計画の公表)

第二十四条 法第六十五条(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該認定整備事業計画が脱炭素都市再生整備事業に係るものである場合は、その旨並びに当該脱炭素都市再生整備事業に係る緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要

(都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲)

第二十五条の二 令第二十九条第三号の国土交通省令で定める設備は、

(民間都市再生整備事業計画の公表)

第二十四条 法第六十五条(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるものを除く。）その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が定める設備とする。 2 令第二十九条第四号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。 - 一 エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備 - 二 発電及び廃熱の回收利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が定める設備	再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるものを除く。）その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が定める設備とする。 2 令第二十九条第四号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。 - 一 エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備 - 二 発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が定める設備
様式第八（第二十二条関係） （略） 1～10 （略）	様式第八（第二十二条関係） （略） 1～10 （略）

II 法第六十三条第三項の事項を記載する場合

(1) 緑地及び緑化施設の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

〔緑地及び緑化施設の番号〕
〔緑地及び緑化施設の種別〕
〔緑地及び緑化施設の面積〕
〔緑地及び緑化施設の管理者又は管理者となるべき者〕
〔緑地及び緑化施設の管理の方法〕

注 1 〔緑地及び緑化施設の番号〕の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において緑地及び緑化施設ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての整備する緑地及び緑化施設について緑地及び緑化施設ごとに作成してください。

〔緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行前）の合計〕
〔緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行後）の合計〕
〔緑地及び緑化施設の面積（本事業の施行後）の合計の整備事業区域の面積に対する割合〕
〔都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十条に規定する認定優良緑地確保計画に基づく事業であるか否かの別〕

(2) 緑地等管理効率化設備の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

〔緑地等管理効率化設備の番号〕
〔緑地等管理効率化設備の種別〕
〔緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者〕
〔緑地等管理効率化設備の管理の方法〕

注 1 〔緑地等管理効率化設備の番号〕の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において緑地等管理効率化設備ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての整備する緑地等管理効率化設備について緑地等管理効率化設備ごとに作成してください。

(3)

再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要及び管理に関する事項

〔再生可能エネルギー発電設備等の番号〕
〔整備事業区域外において整備される設備であるか否かの別〕
〔整備事業区域外において整備される場合の当該整備に係る区域における緑地及び緑化施設の面積（当該整備の実施前）の合計〕

【整備事業区域外において整備される場合の当該整備に係る区域における緑地及び緑化施設の面積（当該整備の実施後）の合計】

【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二章第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別】

【再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者】

注 1 【再生可能エネルギー発電設備等の番号】の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において再生可能エネルギー発電設備等ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての整備する再生可能エネルギー発電設備等について再生可能エネルギー発電設備等ごとに作成してください。

3 【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二章第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別】の欄には、認定発電設備となる予定の設備についても記入してください。

【建築物番号】
【基準一次エネルギー消費量】(GJ/年)
【設計一次エネルギー消費量】(GJ/年)
【太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計】(GJ/年)
【うち整備事業区域内において整備される太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計】(GJ/年)
【太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計】(GJ/年)
【非化石電源に係る電気に相当するものの量】(GJ/年)

注 1 【建築物番号】の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての建築物について建築物ごとに作成してください。

3 【太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計】及び【太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計】の欄には、当該建築物にエネルギーを供給するすべての当該設備によるエネルギー創出量の合計を記入してください。

4 【太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計】から【太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計】までの欄には、設計値を記入すること。

(4) 関係本部再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための措置に関する事項

（国土交通省組織規則の一部改正）

第五条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官) 第五十二条 (略) 2 緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること(国土交通省組織令第八十三条第三号に掲げるもの並びに参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。) 三・四 (略) 3 5 (略)
改正前	(緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官) 第五十二条 (略) 2 緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること(参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。) 三・四 (略) 3 5 (略)

附 則

- この省令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月八日）から施行する